

## 「スメナーー新しい政治」草案

### ロシア連邦憲法第 5 編対案

「スメナーー新しい政治」会派提出対案

1992 年 3 月

1992 年 3 月 16 日に最高会議幹部会に提出された第 5 編にかかる対案

KK 資料集第 5 卷 674-683 頁

\* ロシア連邦憲法草案第 5 編修正案の解説；同 687-688 頁

\*\* 憲法委員会草案（92.3.18）とスメナー修正案の対照表；同 689-692 頁

### ロシア連邦憲法第 5 編草案

#### 第 6 条 立法、執行および裁判機関の機能の分立

- ① ロシア連邦の国家権力は単一である。
- ② 国家権力は、ロシア連邦の立法、執行および裁判機関のシステムを通じてこれを行使する。
- ③ 国家権力は、憲法および法律の定める権限の範囲内においてその権限を独立して行使する。

#### 第 8 1 条

- 3) 地方自治に関する立法

#### 第 5 編 国家権力機関のシステム、地方自治の原則

##### 第 1 6 章 ロシア連邦の立法権

#### 第 8 6 条

ロシア連邦の立法権は、ロシア連邦最高会議がこれを行使する。

#### 第 8 7 条

- ① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の 2 院からこれを構成する。各院は、4 年任期でこれを選挙する。連邦会議の代議員選挙は、国家会議の選挙の後 2 年経過してこれを実施する。
- ② 国家会議は地いい選挙区ごとにその選挙人の数に比例してロシア連邦市民が選挙する 450 人の代議員からこれを構成する。
- ③ 連邦会議には、各共和国、地方、州から 2 人、各自治韓国から 1 人の代議員が入る。連邦会議の代議員は、共和国の立法機関、地方、州および自治管区の代表機関によってこれを選挙する。
- ④ ロシア連邦最高会議の代議員には、満 18 歳に達し、法律にしたがって選挙権を有するロシア連邦市民を選挙することができる。ロシア連邦最高会議の両院の代議員ポストを兼務することはできない。

#### 第 8 8 条

- ① ロシア連邦最高会議は、
  - 1) ロシア連邦の管轄に属する諸問題に関する法律を制定し、その執行に対する監督を行い、

- 2) ロシア連邦のレフェレンダムの実施に関する決定を行い、
- 3) ロシア連邦を構成する共和国、地方および州のあいだの境界変更を承認し、
- 4) 新しい共和国、地方、州のロシア連邦への編入を採択し、ならびにロシア連邦を構成する新しい共和国、地方および州の形成に関する決定を採択し、
- 5) ロシア連邦の予算を採択し、その執行を監督し、その修正を行い、連邦税および料金(税)を定め、連邦債に関する決定を採択し、
- 6) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の議長およびその構成員、それについて法律の定めるロシア連邦の執行権のその他の公務員の任命に同意を与える、
- 7) ロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所、その他の連邦裁判所の裁判官を任命し、
- 8) ロシア連邦大統領の同意を得て、ロシア連邦中央銀行総裁を任命し、罷免し、
- 9) ロシア連邦検事総長、ロシア連邦人民人権擁護官、ロシア連邦国家会計検査院長および検査官を任命し、罷免し、
- 10) 法律の定めるところにより、ロシア連邦政府の議長およびそのメンバー、並びにその他の公務員に対する不信任を表明する；政府の長およびそのメンバー、その他の公務員への不信任は、それが最高会議の各院の代議員総数の多数によって支持された場合に、これらの公務員は解任されるものとする。
- 11) 憲法第 96 条の定める事由および手続により、ロシア連邦の大統領、副大統領、連邦裁判所の裁判官を解任し、
- 12) 法律の定めるロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 13) ロシア連邦の国家賞を設け、名誉称号および特別称号を定め、
- 14) 大赦に関する決定を採択し、
- 15) 非常事態の宣言、継続および廃止に関する決定を行い、戦争と平和の問題を解決し、総動員または一部動員を宣言し、
- 16) 憲法の定めるその他の権限を行使する。

② ロシア連邦最高会議のアクトとなるのは、ロシア連邦法律、ロシア連邦最高会議決定およびその他のアクトである。

## 第 89 条

- ① ロシア連邦最高会議は、常設機関として活動する。
- ② ロシア連邦最高会議は、その議事規則を制定する。
- ③ ロシア連邦最高会議の院は、法にしたがい、選挙の日から 4 週間後の火曜日に第 1 会期を招集する。この時点から、前の期のロシア連邦最高会議の両院の権限が消滅する。緊急の場合、ロシア連邦大統領は、この期間より早くロシア連邦最高会議の院を招集することができる。
- ④ ロシア連邦最高会議の両院の任期がロシア連邦の全土に宣言された非常事態の期間中に満了した場合、非常事態導入に関する決定の採択とともに、最高会議の院はその任期の延長を宣言するものとする。
- ⑤ 選挙は、ロシア連邦最高会議の両院の任期が満了する年の 3 月の第 2 日曜日にこれをを行う。

⑥ ロシア連邦最高会議の両院の選挙の組織およびその実施に対する監督は、ロシア連邦最高会議が院の選挙の日の3ヶ月前までに設置するロシア連邦中央選挙管理委員会がこれを行う。

## 第 9 0 条

① ロシア連邦最高会議の各院は、院の議長および副議長を選出し、その議事規則を制定する。

② 両院は、ロシア連邦最高会議の代議員の中から院の常任委員会および臨時委員会を組織する。

③ 両院の決定により、両院合同委員会を設置することができる。

④ 両院、常任委員会および特別委員会は、最高会議の立法その他のアクトの草案お策定し、審議し、連邦法律の執行に対する監督を行い、議会調査および聴聞を実施する。

⑤ 公務員および市民は、最高会議、両院、常任委員会および特別委員会に、その召喚のより出席し、必要な情報および文書を所定の期間内に提出しなければならない。両院、常任委員会および特別委員会の勧告は、速やかにこれを審議し、その結果について通知しなければならない。

⑥ 両院合同会議は、ロシア連邦大統領の教書の聴取、憲法第88条6、7、8号に掲げる国家的職務の任命に関する問題の解決、両院のあいだで不一致がある場合の連邦予算の採択のために、ならびに非常事態の宣言のために、また法律の審議および採択に關係のないその他の場合に両院の決定によって、これを招集する。

⑦ 両院合同会議においては、最高会議の決定は、各院の代議員の個別の投票によってこれを採択する。ロシア連邦最高会議の決定は、各院に選挙された代議員の投票の多数によってこれを採択する。

⑧ 両院合同会議は、院の議長が交互にその議長を務める。

## 第 9 1 条

① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、その代議員、両院の常任委員会および特別委員会、ロシア連邦の大統領、憲法裁判所、人民権利擁護官、共和国の立法機関、州および地方の最高代表機関にある。

② 国家会議にこれを提出する。国家会議に選挙された代議員の投票の多数によって承認された法案は、連邦会議にこれを送致する。

③ 国家会議で承認された法案に関する決定は、連邦会議により、3週間以内にこれを採択する。

④ 連邦会議に選挙された代議員の投票の多数によって承認された法案は、これを採択されたものとする。

⑤ 連邦会議が否決した法案は、国家会議において再審議のために送致される。否決された法案といっしょに、法案に対する反対意見および修正が国家会議に送られる。

⑥ 連邦会議によって否決された法案、ならびに法案に対する反対意見および修正は、国家木々により、再審議に付される。法律は、国家会議に選挙された代議員の3分の2以上

の多数の賛成投票があった場合、これを採択されたものとする。

⑦ ロシア連邦最高会議が採択した法律は、採択の日から 14 日以内に大統領が署名し、これを公布する。この期間内において、大統領は、自己の反対理由を付して、法律を再審議のために最高会議に差戻すことができる。再審議において、法律が、各院に選挙された代議員の投票の多数によって採択された場合は、大統領は 7 日以内にこれに署名し、公布しなければならない。

## 第 9 2 条

① ロシア連邦最高議院の代議員は、ロシア連邦の全人民の利益に導かれる。

② 代議員は、選挙人またはかれを選出した機関によってリコールされることはない。

③ ロシア連邦最高会議の代議員は、以下の権利を有する。

1) 法案および法案の修正の提案

2) ロシア連邦の任意の国家機関および公務員に対する質問ならびに文書による質問状の提出；室も状を受け取った国家機関または公務員は、法律の定める期間内に最高会議の両院の会議、その常任委員会、特別委員会において回答しなければならない。

3) 両院の会議、両院の常任委員会および特別委員会における発言

4) 両院、常任委員会、特別委員会における選挙による職、ならびに憲法第 88 条 7、8、9 号に掲げる職の候補者の推薦

5) 両院、常任委員会、特別委員会に任意の公務委員および市民を召喚する問題、ならびに憲法第 88 条 10 号にしたがった公務員の不信任に関する問題の提起

6) 議会会派および代議員グループの結成および活動への参加

7) 憲法および法律の定めるその他の権限の行使

④ 代議員は、いかなるものであれ、国家的およびその他の職に就くことはできない。

⑤ 代議員は、法律にしたがい毎月の報酬およびその支出の補償を受け取ることとし、その他には、いかなるものであれ、定期的な報酬を受け取ることはできない。

⑥ 代議員は、法律にしたがい、不逮捕特権を享受する。代議員は、最高会議の各院の同意なしに、逮捕され、勾留され、捜索、身体検査、裁判手続で行われる行政罰を受け、または刑事責任に問われることはない。必要がある場合、ロシア連邦検事総長は、代議員の不逮捕特権の剥奪についての提案を両院に申し出る。検事総長の提案に関する両院の決定は、両院の選挙された代議員の投票の 3 分の 2 によって採択される。

⑦ ロシア連邦最高会議の代議員が重大犯罪の遂行の現場で拘束際された場合には、代議員は逮捕を免れない。検事総長は、速やかに、あらゆる場合に逮捕から 1 昼夜以内に、このことにつき、ロシア連邦最高会議のしかるべき院に通知する。院は、代議員の不逮捕特権に関する問題を解決する。

⑧ 国家機関、施設、組織、ならびに公務員および市民は、代議員がその権限を行使するに際して、代議員に対し協力しなければならない。

## 第 17 章 ロシア連邦の執行権

### 第 9 3 条

① ロシア連邦の執行権は、ロシア連邦大統領が、直接およびロシア連邦の執行機関を

通して、これを行使する。

② ロシア連邦大統領に選挙されるのは、満35歳に達し、選挙権を有するロシア連邦市民である。

③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議、共和国の立法機関、州および地方の権力の代表機関の代議員となることはできず、またいかなる他の国家的またはその他の職に就き、企業活動を行うことはできない。

④ ロシア連邦大統領は、4年任期でロシア連邦市民がこれを選挙する。同じ者を3回以上大統領職に選挙することはこれを認めない。大統領選挙の手続は、法律によってこれを定める。

⑤ ロシア連邦大統領は、就任にあたって、以下の宣誓を行う。「大統領の権限を行使するにあたり、ロシア連邦の人民およびその市民のために行動し、ロシア連邦の憲法および法律を遵守し、その主権を擁護し、人と市民の権利および自由、ロシア連邦諸民族の権利を尊重し、擁護し、自らに課せられた義務を誠実に果たすことを誓う。」宣誓は、ロシア連邦最高会議の両院および憲法裁判所の合同会議において受託される。この会議は、大統領の選出後30日以内に開催される。会議は、憲法裁判所長官がその議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、法律にしたがい、不逮捕特権（不可侵の権利）を享受する。

## 第94条

ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア連邦政府の活動を指導し、政府の決定に署名し、その他の連邦執行権力機関の一般的指導を行い、
- 2) ロシア連邦軍の最高総司令官となり、
- 3) ロシア連邦の条約の交渉を行い、これに署名し、
- 4) ロシア連邦最高会議に対し、毎年の連邦予算案の提出およびその執行についての逐条の報告を行い、
- 5) 最高会議に対し、連邦プログラムの遂行、内外政策の実施、国家安全保障について年次報告を提出し、人民および最高会議に対して教書を発し、
- 6) 最高会議の同意を得て、ロシア連邦政府の長およびそのメンバー、法律にしたがい最高会議の同意を得て任命される他の公務委員を任命し、
- 7) 最高会議によってなされるロシア連邦中央銀行総裁の任免に同意を与える、
- 8) ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、罷免し、最高の軍称号を授与し、
- 9) ロシア連邦の外交代表を任命し、罷免し、ロシア連邦に派遣された外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 10) 緊急の場合に、非常事態を宣言し、ロシア連邦への軍事攻撃がある場合に戦争状態を宣言し、または侵略に対する共同防衛に関する国際的義務の履行が緊急に必要な場合に戦争状態を宣言し、
- 11) 法律にしたがい、ロシア連邦の国籍および政治的亡命の受け入れの問題を解決
- 12) ロシア連邦の国家賞を授与し、名誉称号および他の特別称号を授与し、
- 13) ロシア連邦の裁判所により有罪とされた市民の特赦の権利を行使し、
- 14) 憲法および法律が委ねる他の権限行使する。

## 第 9 5 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全領域において義務的な大統領令および処分を公布する。
- ② ロシア連邦大統領令および処分は、下位法の性格を有し、立法権の優位を犯すことはできない。
- ③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議の解散に関する決定を行うことはできない。

## 第 9 6 条

- ① 大統領は、ロシア連邦の憲法および法律の犯罪的な侵害をなした場合、これを罷免することができる。この場合、大統領の罷免に関する事件の手続は、国家会議が、その代議員の投票の多数によってこれを提起する。事件は、憲法裁判所に送致され、この憲法裁判所において、罷免の根拠の有無についての判断を下す。憲法裁判所がその根拠ありとした場合、連邦会議は、その代議員の 3 分の 2 以上の多数によって大統領を罷免することができる。
- ② 大統領は、その罷免に関する問題を審議する最高会議の両院、憲法裁判所の任意の会議に参加し、釈明することができる。
- ③ 大統領の職を罷免された者は、一般手続により犯した違法行為に対する責任を追及される。
- ④ 本条に定める手続により、憲法が定めるその他の公務員および連邦国家機関職員も罷免することができる。

## 第 9 7 条

- ① 副大統領は、大統領と同時に、これを選挙する。その候補者は、大統領候補者が推薦する。大統領候補への投票が、同時に、その推薦する副大統領候補への投票を意味する。副大統領の候補者は、憲法第 93 条第 2、3 項に含まれる要請に応えなければならない。
- ② 副大統領は、大統領の委任により、その権限の一部を行使することができる。
- ③ 副大統領は、以下の場合に大統領の職務を遂行するものとする。
  - 1) 大統領が一時的にその権限を行使する状態にない場合
  - 2) 大統領の死亡、または憲法裁判所が、大統領がその権限行使を継続できないと判断した場合
  - 3) 大統領の辞任
  - 4) 大統領の罷免

この場合、副大統領は、新しい大統領選挙まで大統領の職務を遂行するものとし、6ヶ月以内に大統領選挙を実施しなければならない。副大統領の権限は、3 日以内に最高会議による承認を受けなければならない。

- ④ 副大統領は、大統領の場合と同様の事由および手続により、罷免される。
- ⑤ 副大統領の死亡、辞任、憲法裁判所によるその権限遂行能力がないとする判断、罷免の場合、大統領は新しい副大統領を任命し、この新しい副大統領はその任命が最高会議によって承認された後に就任する。
- ⑥ 大統領および副大統領が同時にその職務を遂行することができない場合、大統領の職務は、本条第 5 項に定める手続により、新しい大統領選挙まで、6 ヶ月を超えない期間で、

連邦会議議長、国家会議議長、政府の長（首相）が交代でこれを遂行する。

## 第98条

- ① ロシア連邦の最高執行権力機関の構成は、ロシア連邦の大統領が施行会議の同意を得て、これを編成する。
- ② ロシア連邦のすべての施行権力機関は、法律に基づいて飲み設置され、作用する。
- ③ 大統領は、法律に別段の定めがない場合は、最高会議の同意を得て、連邦執行権力機関の長の任命を行う。

## 第18章 ロシア連邦の裁判権

### 第99条

- ① ロシア連邦における裁判権は、ロシア連邦憲法によって設置される裁判所と、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の制度を用いる法律によってのみ、これを行使する。
- ② 特別裁判所および軍事法廷の設置は、これを認めない。

### 第100条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、憲法裁判の形態で行使される最高の裁判機関である。
- ② 憲法裁判所は、15人の裁判官からこれを構成する。
- ③ 憲法裁判所は、以下のものの憲法適合性に関する事件を解決する。
  - 1) ロシア連邦の法律および最高会議のその他のアクト
  - 2) ロシア連邦の大統領、内閣およびその他の連邦執行機関のアクト
  - 3) 共和国の憲法および法律、地方および州の憲章、共和国、地方、州の代表機関および執行機関のその他のアクト
  - 4) ロシア連邦と共和国、地方、州のあいだの条約
  - 5) 共和国、地方、州のあいだの条約
  - 6) 法適用実践
- ④ 憲法裁判所は、連邦国家機関相互のあいだ、連邦国家機関と共和国、地方、州の国家機関のあいだ、異なった共和国、地方、州の国家機関のあいだの権限に関する紛争を解決する。
- ⑤ 憲法裁判所は、政党およびその他の社会団体の憲法適合性に関する問題を解決する。
- ⑥ ロシア連邦憲法裁判所は、以下の事項についての判断を与える。
  - 1) 連邦公務員の職務遂行能力の有無
  - 2) しかるべき連邦公務員の罷免事由の存在
  - 3) ロシア連邦の条約の憲法適合性
- ⑦ 憲法裁判所の判決は、その宣告の後ただちに効力を有し、結審であって、上訴および異議申立てはできない。この判決は、ロシア連邦の全領域において義務的である。
- ⑧ 本条第3項1ないし5号にしたがい、違憲と判断されたアクトまたはその個々の条項は、事件に関する判決が採択されたときから効力を失う。違憲と判断された政党およびその他の社会団体は、これを解散する。その活動は、法律にしたがってこれを停止する。
- ⑨ 憲法裁判所の組織およびそこでの裁判手続は、法律によってこれを定める。

## **第 1 0 1 条**

- ① ロシア連邦最高裁判所は、最高の裁判権力機関であり、民事、刑事および行政裁判の形態でこれを行使する。
- ② 最高裁判所の権限、組織および活動手続は、法律によってこれを定める。

## **第 1 0 2 条**

- ① ロシア連邦の最高経済裁判所は、経済事件移管する最高の裁判権力機関である。
- ② 最高経済裁判所の権限、組織および活動手續は、法律によってこれを定める。

## **第 1 0 3 条**

- ① 裁判官は終身制である。裁判官は、法律の定める定年に達した場合に退職する。
- ② ロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所およびその他の連邦裁判所の裁判官は、憲法第 96 条に定める事由およびその手続により、ならびに、その他の裁判所の裁判官は、法律の定める事由および手続により、これを罷免することができる。
- ③ 裁判官は、権力の代表機関の代議員、政党のメンバーとなることはできず、いかなる他の職に就き、企業活動を行うことはできない。

## **第 1 0 4 条**

- ① 裁判官は独立であり、憲法および法律にのみしたがう。裁判官の不可侵は、法律によってこれを保証する。
- ② 裁判官は、憲法に抵触する法律を適用することはできない。裁判所が、適用すべき法律が憲法に抵触すると判断した場合、憲法にしたがって事件を審理し、憲法裁判所において、この法律の違憲確認についての提案として取り扱うものとする。

## **第 1 0 5 条**

犯罪を犯した被告は、法律の定める場合に陪審員の参加する裁判によって事件の審理を受ける権利を有する。

## **第 1 0 6 条**

- ① 事件の審理は、すべての裁判において公開である。非公開の法廷での事件の審理は、法律が定める場合にこれを認める。
- ② 第 1 審における刑事事件の欠席裁判は、これを認めない。
- ③ 裁判（手続）は、これを証拠主義原則に基づいてこれを行う。

## **第 1 9 章 ロシア連邦の共和国、地方および州の権力の組織原則**

### **第 1 0 7 条**

ロシア連邦の共和国の立法権、執行権および裁判権の諸機関の組織および活動手続は、共和国の憲法および法律によってこれを定める。

### **第 1 0 8 条**

ロシア連邦の地方、州の権力の立法、執行および裁判諸機関の組織および活動手続は、ロシア連邦の法律およびそれに基づいて制定される州の憲章によってこれを定める。

## **第 2 0 章 地方自治の原則**

### **第 1 0 9 条**

- ① 地方自治は、地方代表機関、地方行政庁および地域的・社会的・自治機関を通して、ならびに地方レフェレンダム、市民集会およびその他の直接民主主義の諸形態を通して、住民がこれを実現する。
- ② 地方自治は、共和国、地方、州で区分される行政・地域的単位の境界内においてこれを実現する。
- ③ 地方自治の保証、地方自治機関の組織原則および活動手続ならびに権限は、法律によってこれを定める。

## 第 1 1 0 条

住民は、地方自治機関、ならびにレフェレンダムおよびその他の直接民主主義の形態を通じて、

- 1) 地方予算、地方税および手数料（義務的支払い）を定め、法律の定めるその他の収入を処分し、
- 2) 自治体財産を保有し、使用し、処分し、
- 3) 自主的に、経済、社会、文化、自然保護およびその他の地方的意義を有する諸問題を解決する。

## 第 1 1 1 条

地方自治機関は、住民が直接にこれを選挙する。

地方行政庁の公務員は、地方代表機関の代議員となることはできない。

## 第 1 1 2 条

- ① 地方自治機関は、法律の定めるその権限の範囲において自主的に活動する。
- ② 地方自治機関のアクトおよび地方レフェレンダムの決定は、ロシア連邦の憲法および法律、共和国の憲法および法律、地方、州の憲章および法的アクトに反することはできない。
- ③ 地方自治機関は、制定した決定の適法性に対する責任を負う。
- ④ 法律に基づかない地方自治への干渉は、これを認めない。

## 第 1 1 3 条

- ① 地方自治の経済的基礎は、地方予算および自治体財産である。
- ② 地方予算は、地方代表機関がこれを採択する。
- ③ 自治体財産の保有、使用および処分に関する地方行政庁の権限は、地方代表機関がこれを定める。

—以上